

調査研究
会派 (研修) 結果報告書
要請・陳情活動

令和2年6月3日

会派名 創生会
代表者氏名 加藤 祥一



場所	衆議院第二議員会館
期間	令和元年5月30日～令和元年5月30日
経費	53,110円
参加者氏名	岩崎 和仁
目的	全国災害ボランティア議員連盟平成31年度定期総会・研修会
内容 (視察先の現状、東広島市との比較、要請・陳情等)	別紙のとおり
効果・成果等	別紙のとおり

創生会行政視察

視 察 先	全国災害ボランティア議員連盟 総会および研修会（岩崎議員参加）
場 所	衆議院議員第二議員会館 多目的会議室
日 時	令和 元年 5月30日 12時～16時30分
視察目的	総会・研修会を通して地方議員との意見交換、及び地域防災力向上の調査・研究
研 修 会	研修①講義 「国や地方の生活再建支援制度」 講師 内閣府 政策統括官（防災担当）参事官（事業推進担当） 研修②協議 「被災者の生活再建支援のありよう」 パネラー 川上哲也（岐阜県議会議員） 宝来良治（鹿児島県議会議員） あべともよ（群馬県議会議員）
研修①	内閣府の参事官より、被災者生活再建支援金制度の位置づけについて、及び制度の考え方などの説明を受けた。 制度の趣旨は、被災市町村や被災都道府県が、単独では対応できないような著しい被害を及ぼす自然災害が発生した場合に、生活基盤に著しい被害を受けたものに対し、生活再建を支援するため、都道府県が、相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する制度。（国は財政支援をする。） 対象とする災害を大規模災害と限定している。具体には、市町村で全壊10世帯以上の被害が発生した自然災害を対象としており、それに満たない被害に対しては、都道府県と市町村で対応する事となっている。 現在18の都道府県が、この制度を設けており、広島県においても制度が有る事が分かった。どのような制度となっているか調査の必要性を感じた。 又、住宅に関しては、個人資産のため、住宅に関する保険を活用しての住宅再建を目指している人がほとんどであり、平成30年度7月豪雨災害においても、1,520億円もの保険金支払いがされていることも分かった。 保険加入が重要であるとの認識であるが、個人資産（住宅所有）はあるが、保険に加入できない人の対策が課題であり、対応の難しさを実感した。
研修②	群馬県は、被災者生活再建支援法の適用にならない被災者に対して、適用と同等の支援を受けることが出来るような、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度を平成27年4月1日より制度開始されている。 鹿児島県は、大規模な災害で床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、被災者生活支援金を支給する制度を創設した。 対象市町村は、被災者生活再建支援法が適用された市町村もしくは、適用された同一の災害で被害を受けた市町村とする。 支給額は、一世帯当たり20万円で、特徴としては、支援の為に県と市町村で基金を設置している基金規模は4億円としている。 これ以外に、鹿児島県内の市町村独自で見舞金的な支援制度を制定している所もある。 岐阜県では、本年度より被災者生活再建支援法に合わせた形での支援を実施することとなった。従来、県の独自制度として、半壊50万円、床上浸水（30万円）への支援もあった。制度改正後も独自制度は維持された。 それぞれの地域性もあり、独自の支援制度を作られている。一律に言えることは、住宅の再建支援ではなく、生活再建である。住宅支援に関しては、災害に対する保険の在り方をどのように周知するかが検討課題であると感じた。

調査研究
会派（研修）結果報告書
要請・陳情活動

令和元年9月2日

会派名 創生会
代表者氏名 加藤 祥一



場所	合同会社竹内農園・横浜市役所・衆議院第二議員会館
期間	令和元年8月26日～令和元年8月28日
経費	502,490円
参加者氏名	加藤祥一・片山貴志・岩崎和仁・坪井浩一・鈴木利宏
目的	合同会社竹内農園…農福連携について 横浜市役所…介護に従事する外国人の受け入れについて 衆議院第二議員会館…農福連携及び認知症施策について
内容 (視察先の現状、東広島市との比較、要請・陳情等)	別紙のとおり
効果・成果等	別紙のとおり

行政視察について

氏名創生会

日時：8月26日（月）13：30～15：30 視察先：合同会社 竹内農園

○農福連携の取り組み例について

今回創生会では、農福連携、障害者雇用などをテーマとして、北海道北広島市の合同会社竹内農園を視察し、研修を行った。

竹内農園では、農業と福祉の融合を図り、新たに農業経営を開始し、多様な人たちが、それぞれの働き方に合った環境づくり、仕組みづくりを行い、約5種類の野菜を季節ごとに栽培し、屋外作業・屋内作業に仕分けを行って、障害の程度に応じた作業内容を準備している。

平成26年の農場開園時に、就労継続支援B型の事業を行っている「サンスマイル」と、平成28年からは、「北広島福祉社会」の就労継続支援B型の事業所である「いんくる」に業務を委託し、事業を展開されている。

平成27年には、エコファーマーに認定され、平成30年8月3日には天皇皇后両陛下が御視察をされている。

作業内容は、大きくは屋外作業と屋内作業に区分し、障害が軽度な方は畑での農作業、また軽度以外の方は、事業所及び作業小屋での選科作業と袋詰めに分けるなど、障害に応じて作業を分解し、その人ができる作業を作つて行っている。

15種類の野菜を栽培しているのは、年間を通じて収穫できることを目標にするとともに、仕事の細分化となるべく多くの収益を上げ、支払い単価を多くするためである。

障害者は、就労が大変であり、工賃以上に稼ぐコツも大変である。竹内農園では、

- ・事業所が、利用者に支払っている工賃分の作業料金は基本的に支払う
- ・工賃以上の支払いとなるよう作業内容を工夫する
- ・花豆の播種量を増やすことで集荷量も増える

等の取り組みを行い、福祉事業所への貢献及び農園で働く人当事者のメリットとなっている。

今回視察を行い、農福連携により、農家にとって、

- ・人が集まる・投資は最小限・利幅がある。

当事者にとって、

- ・給料アップ・生活リズム整う・過ごしやすい環境・持っている能力で仕事ができる。

福祉事業所にとって、

- ・利用者に支払う工賃が増える
- ・職員の残業が減る
- ・利用所の支援について考える時間が増える

など多くのメリットが生まれている。

その他にもたくさんの良い点があったが、まずは事業者（竹内農園）の福祉に対する姿勢と、行政（北広島市）のバックアップがあつて出来る事であり、当市においても大いに参考となる事例であった。

創生会行政視察

観察先 神奈川県横浜市
日 時 令和元年 8月27日 14時～16時
観察目的 介護に従事する外国人の受け入れ
・外国人留学生受入支援事業
・住居借上支援事業

介護に従事する外国人受入れについて（ベトナム）

留学生 昨年7月25日にホーチミン市 ①バククオアナンサイゴン短期大学②レティリエン職業訓練校
7月26日にフエ省 ③フエ医科短期大学④フエ医科薬科大学
7月27日にダナン市 ⑤ドナン大学

上記の大学及び自治体と介護分野における留学生制度とインターン制度について覚書を締結した。

★留学生について

現在、20人の方を受け入れしており、日本語レベル2となるように研修を受けている。また今後、2年間で介護福祉士の資格取得を目指している。

この制度は、ベトナムの風習からすると、若い時期での結婚をする傾向があり、ベトナムで大学を卒業後、日本に来て3年間勉強をしていては、ベトナムの習慣からすると馴染めないと情報を受けた。

従って、高校を卒業したのち、直ぐに日本語研修をして、留学することで、ベトナムの習慣に近い形が出来て、留学で、介護福祉士の資格取得でベトナムの大学を卒業できる仕組みが出来れば、もっと効果的であると考えるが、ベトナムの文部科学省から、現時点では許可は出ていないので、今後の課題である。

また、日本において介護福祉士の資格取得できる教育機関は少なく、また言葉の壁が大きく苦戦している。

★インターン制度について

ベトナムのドナン大学の提案で、大学と横浜市の施設の業者団体とで協定を結ばれ、大学の実習の一環として9か月間（ビザの関係で1年以下）、施設で実習を行う仕組み。この間、介護職の仕事を研修するその間の給与として、最低賃金くらいは支払われている。

渡航費及び住居の設備などは、施設側の負担として実施されている。インターン生は、自分の衣服程度の持参のみで渡航してくる。

横浜市としては、この仕組みが1番良い仕組みであると考える。

★技能実習生・特定技能・EPAについて

これらの取り組みについては、住居借上支援事業について市として支援をしている。

EPAは、現在212人の方を受け入れており、進んだ形である。

★住居借上支援事業について

公的団地において、3万円（1/2支援）を上限として支給している。また、施設が1/2支給をする制度。

★外国人留学生受け入れ支援事業費補助金について

留学費用は、介護福祉士就学資金貸付制度を活用し、年間60万円を修学資金として、また、横浜市において外国人留学生受け入れ支援事業費補助金で、1/2上限35万円を補助することで、留学生の学費負担をしている。

東広島市としては、ベトナムの文部科学省が、日本での留学において大学卒業資格を与えることが出来れば、留学生制度を検討する、また、インターン制度を検討する必要があると考える。

行政視察について

氏名創生会

日時：8月28日（水）9:00～12:00 視察先：衆議院 第2議員会館

○農福連携に関する質問及び認知症施策について

今回創生会は、8月26日に北海道北広島市の合同会社竹内農園にて、実際の農福連携の現場を見させていただき、農福連携の可能性について学ぶことができました。

これについて、国としての今後の方針や支援策について学ぶために、衆議院会館にて、

- ・農林水産省 農村整備局 都市農村交流課 課長補佐 富所康広 様
- ・厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課 課長補佐 遠藤径至 様
- ・厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 就労支援専門員 井上量 様 にお越しいただき、勉強会を開催していただきました。

農福連携とは、農業・農村における課題と福祉（障害者等）における課題の、双方の課題解決と利益（メリット）を出す取組みであります。

その中で、農福連携の形態には、農業者による障害者の雇用以外にも、いくつかの形があること、閣議決定でも農福連携の全国的な推進が位置付けられていること、農山漁村振興交付金などの農福連携対策の交付金があること、様々な形で農福連携の取組みが広がっていること、農福連携を契機として農業経営の発展につながっていること、農業分野において障害者の活躍への期待が高まっていることなど沢山のこと学べました。

また、雇用分野における農福連携を進める上では、障害者が安定的に通年雇用される環境の整備及び雇用機会の拡大が必要であります。

そのほか、障害者就労施設が、有機農業によって付加価値の高い農作物を生産し、加工・販売（6次産業化）により、高い工賃を実現している事例もあるとともに、農業分野には多様な作業があることから、障害者の特性に応じた仕事を開発することにより、より多くの障害者の雇用・就労にもつながります。また、地域の農家ともつながることにより、地域活性化や地方創生にも資する事例もできているようであります。

都道府県においても、工賃向上計画支援事業や農福連携による障害者の就農促進プロジェクトも展開されており、今後も国や県の動向を注視しながら、計画的に進めていく必要があります。

認知症施策の動向については、老健局総務課認知症施策推進室の井上宏課長補佐により、勉強会を開催していただきました。

令和元年6月に、認知症施策推進大綱が関係閣僚会議にて決定したこともあり、その内容について深くご教授いただきました。具体的な内容としては、①普及啓発 ②予防 ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 ⑤研究機関・産業促進・国際展開の5項目からなるもので、その施策は、認知症の人やその家族の意見を踏まえ、立案及び推進するとされています。

その中の認知症サポーターの養成においては、現在 1,164 万人のサポーターに対し、2025 年度末までに、企業・職域型の認知症サポーターを 400 万人養成するとのものでした。また、認知症カフェの全市町村への普及など、県や市町村との連携が重要になると感じました。

認知症施策推進大綱の基本的な考え方は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するものであります。

調査研究
会派 (研修) 結果報告書
要請・陳情活動

令和2年1月27日

会派名 創生会
代表者氏名 加藤 祥一



場 所	佐賀市役所・長崎市役所・熊本市役所
期 間	令和2年1月22日～令和2年1月24日
経 費	418,860円
参加者氏名	加藤祥一・片山貴志・岩崎和仁・坪井浩一・鈴木利宏
目 的	佐賀市役所…帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業について 長崎市役所…帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業について 熊本市役所…給食費における公会計制度の導入について
内 容 (視察先の現状、東広島市との比較、要請・陳情等)	別紙のとおり
効果・成果等	別紙のとおり

視察先 佐賀県佐賀市

視察日時 2020年1月22日14:00～

視察目的 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業について

1 日本語指導が必要な児童生徒の現状

・小学校32人(35校中11校)

　1年生7人、2年生7人、3年生4人

　4年生2人、5年生4人、6年生8人

・中学校9人(18校中4校)

　1年生 5人、2年生 3人、3年生 1人

(中国12人、フィリピン9人、ベトナム5人、ネパール4人、バングラデシュ2人、
インドネシア2人、オーストラリア2人、韓国2人、その他3人)

2 支援事業の実施体制

佐賀市教育委員会 学校教育課(担当指導主事)1名

日本語指導担当教員(日本語初期指導、教科との統合学習を実施)

配置校(研究指定校 小学校2校・中学校1校)

　神野小学校 日本語指導担当教員 1名

　本庄小学校 日本語指導担当教員 1名

　成章中学校 日本語指導担当教員 1名

未配置校に対しては巡回による支援で指導

帰国子女等対応非常勤講師 県事業(主に日本語初期指導を担当)

3 具体的な取り組み内容

拠点機能の充実

- ・佐賀市日本語指導担当教員研修会を年7回程度と指導案検討会を実施して、巡回指導計画、各研修会の伝達講習などをしている。
- ・日常の連絡体制は、電話やメールを活用している。
- ・大学や日本語学習支援団体、国際交流協会などとも連携体制を構築している。
- ・日本語指導担当教員は、午前中、拠点校の在籍児童生徒を指導し、午後は、日本語指導研修会、校内研修、週3日は、当該児童生徒のいる学校に巡回指

導をしている。

- ・目標を共有し、強化・領域など、学校教育全体で取り組んでいく指導体制にするために、特別の教育課程、個別の指導計画を立て、入り込み指導、取り出し指導、日本語指導の記録等の情報共有と管理職はもとより全校の教職員間での情報交換、校内研修を実施している。
- ・就学予定の帰国・外国人児童の状況を早い段階で把握し、入学直後から日本語指導を受けられる体制にしている。
- ・面談や入学説明会等での児童生徒本人や保護者に通訳の派遣、母語でのメンタルケアの実施

4 ICTを活用した教育支援

- ・無線 LAN の設置とタブレットパソコンの翻訳アプリを活用した母語での支援も実施している。(配置校2小学校に各2台、中学校に1台)

5 成果の普及

- ・夏期休業中などを活用して、拠点校・巡回校での校内研修や幼稚園・保育園等の研修会での日本語指導について周知している。
- ・立案・実施・見直しの PDCA サイクルにより、指導方法及び校内支援体制を充実させている。

観察の成果

佐賀市は、外国人児童生徒の保護者の不安を軽減し、児童生徒に学びの場を保障するために、平成27年度から指導者養成研修へ派遣(1名)し、4年をかけて先進的な取り組みを推進している。国際学術研究都市を標榜している本市としても、対象児童生徒の学びの場を確保するために、市内大学や JICA などに協力を呼びかけ、早急に施策展開できる体制を整える必要があると感じた。

創生会行政視察

視察先 長崎市
日 時 令和2年 1月23日 14時～15時
視察目的 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業について

概要 長崎市 支援の必要な対象児童生徒について
中学校 3校 6人
小学校 7校 12人
母国語 中国語（8人） タガログ語（4人） ネパール語（2人） フィリピン語（1人）
スペイン語（1人） ロシア語（1人） アラビア語（1人）

支援体制
①日本語通級教室
市立小、中学校の各1校に日本語通級学級を設置している。
指導者は、教員資格を持つもので、加配措置により設置を求めた校長が決定する。
中国帰国児童生徒が多く、日本語指導を行うことで、適正な日本語習得と学校生活への適性を図ることを目的として、平成3年度から実施をしている。
また個人のレベルを把握、共有するために個人評価表を作成している。

②帰国・外国人児童生徒教育相談
要請があった学校に、帰国・外国人児童生徒教育相談員を派遣する。
要請があった学校に、支援が出来る教育相談員を教育委員会が地域人材の中より探し、配当時数を決定し、配置する。
支援を必要とする児童生徒が増加することが見込まれ、それに伴って生じる保護者の支援ニーズにも対応できるようにすることを目的とした。
また、小学校英語インストラクターを相談員として採用する場合もある。

指導や保護者対応に関して

指導に関しては、取り出し授業形式で能力に合わせた形で行っているが、教材の統一性の必要は感じておらず、個々の能力に合わせて、その都度、教材の選定をしている。
また、指導形態として、母国語を話せる方を指導教員として選任していることも特徴的である。
教育委員会としては、教職員に寄り添う形での支援体制を組んでいる。
また、指導をする上で、他の教員にも理解を深めるため、ミドルリーダー（中堅教員）に対し、共生社会に向けた研修会を行った。研修をする際、大学の協力も頂いた。
保護者対応として、成績表を翻訳したもので伝えている。

本視察を通して

長崎市においては、外国人児童生徒の人数も少なく、中国語を母国語とする方が多い特徴があるためか、教員の選任も母国語を基本とした選定方法であるが、本市には適さないと感じた。
また、対象の児童生徒の日本語レベルに対し、共通認識を持つために個人評価表を用いていることは、非常に有効的であると感じた。

行政視察について

氏名創生会

日時：1月24日（金）14：00～15：30 視察先：熊本市 学校教育部 健康教育課

○給食費における公会計制度の導入について

今回創生会では、本市における令和3年度に導入予定の給食費の公会計制度における保護者等への周知方法及びスケジュール管理について熊本市を視察し研修を行った。

導入までの経緯については、

2017年10月	公会計制度移行に向けた検討を開始
2018年 8月	有識者、学校関係者、保護者代表からの意見聴取
12月	学校給食費・徴収金管理業務委託予算要求
2019年 1月	学校長への制度概要説明
3月	条例制定
6月	規則制定
6月	学校事務職員への制度概要説明
8月	保護者周知用のチラシ配布
8月	学校給食提供申込書・口座振替依頼書配布
9月	栄養管理・食材調達システム業務委託契約
9月	コンビニ収納業務委託契約
10月	新入生への給食提供申込書配布
10月	講座情報登録・・・アウトソーシング業務開始

今後の主な取り組み

2020年 2月	システム操作研修、業務マニュアル作成、職員研修
4月	給食費公会計制度等の開始

以上のような経過を経て、本年4月から公会計制度に移行をされる。

熊本市では、食材については市の学校給食会があり、一括調達をされている。導入に当たっての検討課題として、

1 債権に関する検討（債権の性質・債権の継承・債権管理）

2 給食費に関する検討

- ・給食費の会計区分・給食費の徴収方法等・回数・単価
- ・給食費の減額
- ・給食費の管理

3 納付方法に関する検討（金融機関の審査・納付書の様式・納付方法）

4 食材調達に関する検討（契約方法・発注システムの導入）

公会計のメリットとしては、

1 保護者の利便性の向上

2 教職員の負担軽減

3 現金を取り扱うリスクの軽減

4 会計事務の透明性の向上

5 債権管理の適正化

などがある。

本市においても、保護者への周知の方法、各システムの調整、会計区分の協議、議会への説明など多くの関係機関との調整等が想定され、早期に教育委員会として動く必要があることがわかり、大変参考となった。